

2023-2024

参議院法制局ホームページ

採用試験・業務説明会・インターンシップを含む法制セミナーなどの最新の情報は、ホームページにてお知らせしています。

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp>



Twitter・YouTube

Twitter・YouTubeでも情報を発信しています。

Twitter



YouTube



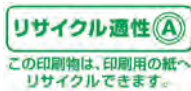
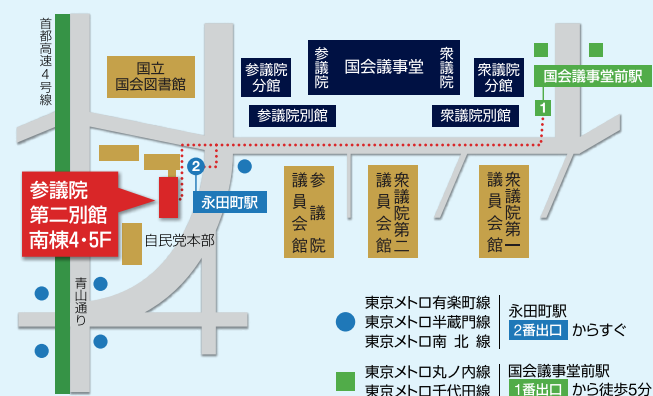
参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729(直通)

E-Mail: h-soumu@sangiin-sk.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館 南棟4階

案内図



参議院 法制局

ホットな思いとクールな思考で立法を支える

社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性や整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法学の勉強を通じて身に付けてきた法解釈的な思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術はみなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体的問題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても心配は無用です。それらは、日々の職務・経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、その取組は、政治的な調整などとともに、立法作業の醍醐味ともなるものです。

立法作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。そして、議院法制局がその役割を果たしていくためには、何といても人が大事となり、財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

みなさん、参議院法制局でその思いや力を発揮してみませんか。



参議院法制局長 川崎 政司

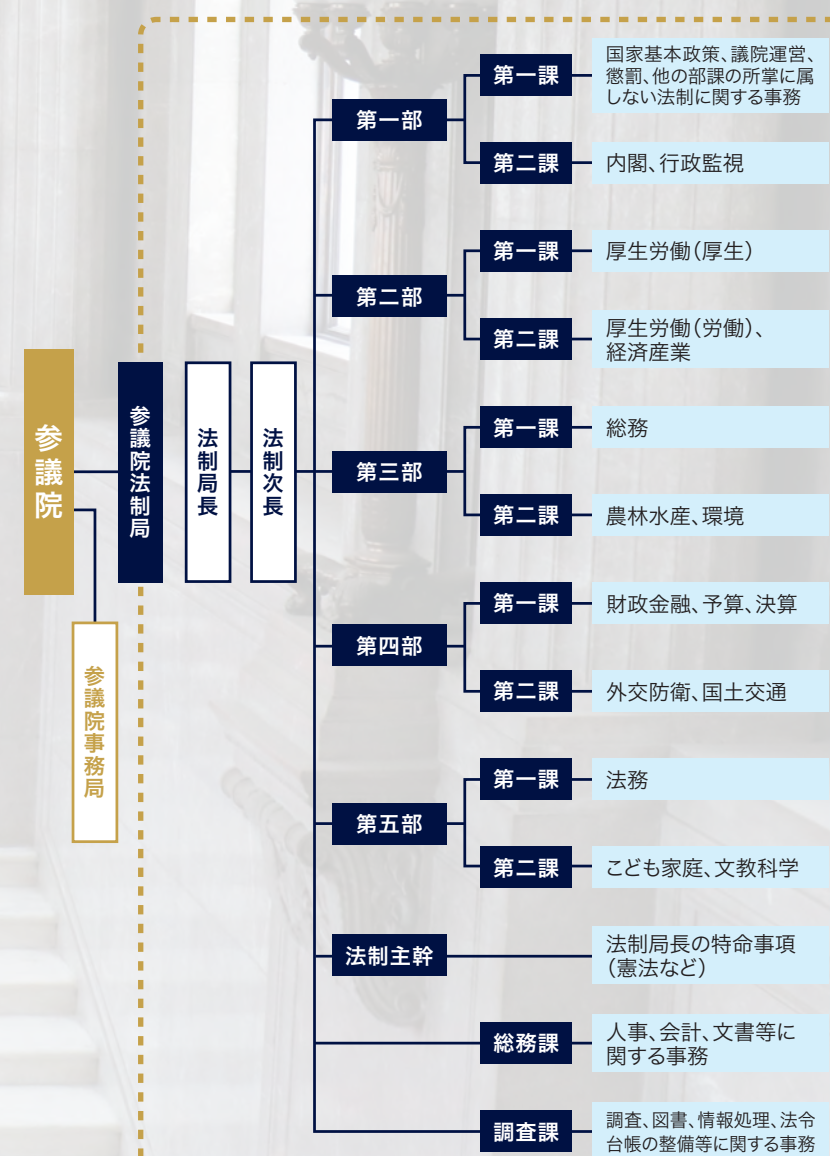
参議院法制局の組織

参議院法制局は、議員の法制に関する立案に資するための組織で、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門（第一部から第五部まで及び法制主幹）及び庶務部門（総務課及び調査課）が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に携わりつつ、立案の視座、技術などについて研さんを重ねていきます。





1 | 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示す



ることも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつついかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義



心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案(閣法)の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するもの多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス防止法、性同一性障害者性別取扱い特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関

“成立しない＝終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、在外被爆者への援護を可能とする被爆者援護法の改正、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、父子家庭への児童扶養手当の支給などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

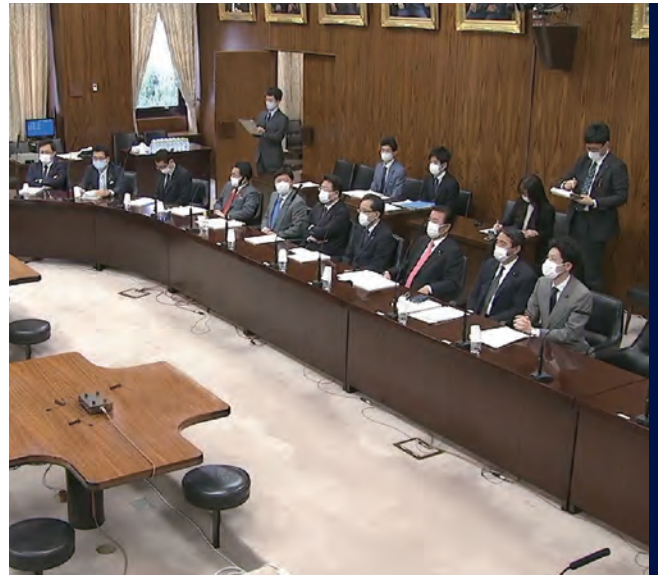
2 | 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものも多くあります。

修正案の作成の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で修正案を用意しなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



最近提出された修正案

- ・刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案(令和4年6月10日提出)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(令和4年5月12日提出)
- ・教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案(令和4年5月10日提出)

3 | 法制に関する調査



参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。

議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。

憲法改正原案の立案など

憲法改正原案の立案も職務の一つに

憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。

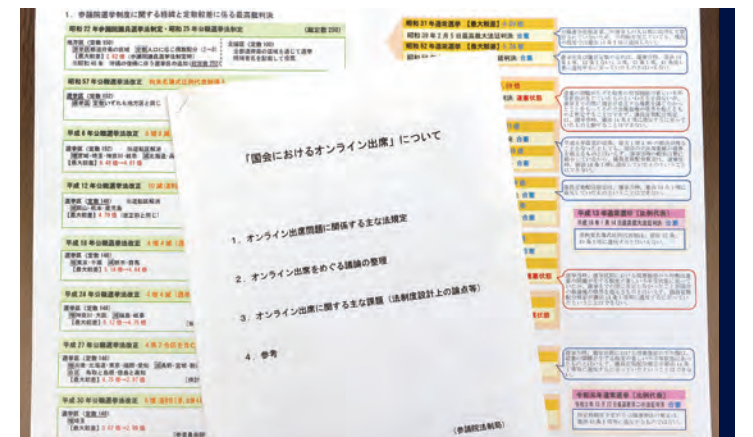
憲法関係業務の体制

憲法に関する調査依頼や憲法改正を見据えた立案検討依頼といった憲法関係業務は、その内容に応じて、それぞれの課が対応する体制となっています。例えば安全保障をめぐる議論への対応は、外交防衛を所管する課において対応します。

参議院法制局職員には、憲法に関する最新の議論や憲法改正に関する政治情勢を随時把握し、憲法関係業務に備えることが求められます。

憲法審査会における補佐

第208回国会(令和4年通常国会)においては、国会におけるオンライン出席をめぐる議論や参議院議員の選挙区選挙における合区問題について、法制局長が説明を行うとともに、委員からの質問に対して答弁を行いました。



法律の[窓]

「法律の仕組み」や「法律とことば」等について、若手・中堅職員の有志が編集・執筆した記事を参議院法制局ホームページで公開しています。

- 条・項・号・号の細分 ●法律の施行期日 ●経過措置と遡及適用
- 国会議員は公務員か ●4月1日生まれの子どもは早生まれ? など



これまでの立案経験を振り返って

小野寺部長：私は、平成4年に参議院法制局に入局したのですが、入局してすぐに、建設委員会(当時)を所管していた配属課に、野党から、内閣提出の都市計画法及び建築基準法の改正案への対案を提出したいとの依頼があり、その対案の作成に携わりました。対案は残念ながら成立しませんでした。法案審議を通じて、野党が自らの政策を国会、ひいては国民にアピールしていくことの重要性を実感しました。

村上次長：その年には、内閣から提出された育児休業法案も成立していますね。育児休業法案は、元々は野党が議員立法として何度も参議院に提出し続けてきた法律案でした。そのときには成立に至らなかったのですが、こうした野党の主張もあって、政府も重い腰を上げざるを得なくなり、最終的には内閣提出法律案として成立しましたよね。このように社会の変化に敏感に対応する法律案を政府に先駆けて提出することで、国民のニーズを国会の議論に反映し、政策の実現に繋げていくのも議員立法の大切な役割ですね。

小野寺部長：一方で、成立する可能性の高い法律案については、施行後の法の執行に支障がないよう、依頼議員の了解を得た上で、事前に関係省庁と調整を行うことがあります。関係省庁の意見を踏まえつつも、依頼議員の思いがきちんと貫徹できるよう交渉を尽くすことが大事で、ときには激論にもなりますが、こういうタフな交渉事は、私は結構好きでしたね。若かったからかな?(笑)

課長補佐級時代に携わった性同一性障害者性別取扱い特例法については、「性同一性障害者」であることの認定を誰がどのように行うのかについて、関係機関の意見がなかなか一致せず、調整に相当苦労したのを覚えています。最終的に、家庭裁判所において医師の診断書を基に認定を行うこととなりましたが、意見がまとまったときには本当にほっとしました。

課長時代以降も様々な議員立法に携わりましたが、成立したものとしては、消費者教育推進法案、鳥獣被害防止特措法改正案、がん登録推進法案、自殺対策基本法改正案、生殖補助医療法案などがあります。本年も「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が成立しました。どれも成立までには様々なドラマ(?)がありました。ここではとても語りきれませんね。当局の業務説明会に御参加いただければ、裏話も含め話せることは話しちゃいますが(笑)。

村上次長：私は、一番印象に残っているのは、いわゆるねじれ国会の時代、特に民主党(当時)への政権交代の少し前の頃の議員立法のお手伝いですね。当時は、農水・環境分野を担当する課の課長だったのですが、築地市場の移転先である豊洲の土壌汚染、アスベスト被害の拡大、長期化・複雑化している水俣病問題などの問題について、野党が参議院で法律案を提出し、それを元に与党と交渉するという流れになりました。参議院では野党が過半数を占めており、与党が反対しても参議院では野党案が可決され、衆議院に送付されることになりました。次の衆議院選挙の結果次第では政権交代の可能性もある中で、与野党の交渉には非常に緊張感があり、同席していた私たちも必死



法制次長
村上 たか

第二部長
小野寺 理

参議院法制局での経験を通じた 当局の魅力と 求める人物像

でした。それぞれのテーマについてもかなり深く勉強しましたね。特に、水俣病については、最終的に成立した特別措置法の施行後の状況が個人的にも気になっており、今年の夏には家族で水俣に旅行に行ってきたぐらいです。

行政庁と当局の仕事のやり方の違い

小野寺部長：私は、係長級のときに、人事院に出向しました。当時は、現在のような「働き方改革」なる言葉は存在しない時代で、霞が関は「不夜城」と呼ばれており、国会待機等で連日深夜勤務が続き、体力的にはなかなか大変でした。ただ、2度にわたる国家公務員の給与法の改正案の担当となり、内閣提出法律案の作成や内閣法制局の審査など政府の立法過程をひととおり経験できたことは、私の職業生活にとって大きな財産となりました。

村上次長：行政庁と当局とを比べて、仕事の仕方などで違いを感じたことはありますか。

小野寺部長：行政庁は、いわゆるライン制と呼ばれるシステムで、係員がたたき台を作成した場合には、係長→課長補佐→課長と順次上がっていきますが、これらの者が一堂に会してフラットな立場で議論

をすることはまずありません。これに対し、当局は、係員級の職員を含む課員がたたき台を作成した後は、課長以下全ての課内の職員が、先輩後輩関係なく、フラットな立場で、あだこうだと議論をし、その後、議論を踏まえて修正された案について、また皆で徹底的に議論することを繰り返して案を練っていきます。上下関係がはっきりしている行政庁では、なかなか考えられない仕事のやり方ではないかと思います。

村上次長：行政庁の場合、法律案の立案以外にも様々な業務がありますが、議院法制局の業務は議員立法や議員の政策形成の法的サポートに尽きるわけで、憲法を頂点とする我が国の法体系の中で議員の意図を実現するためにはどのような論点があり、どのような法的構成が可能かといったことを検討し尽くした上で案を提示するのが我々の職責です。そのためには、このような仕事の仕方が一番合っているのだと思います。

幹部職員として

小野寺部長：課長補佐級までの時代も、担当する法律案や資料を期限までに確実に完成させること、その質をできる限り上げることについて

責任感を持って取り組むのは当然ですが、管理職になると、政党の党内手続等での対外的な説明や質疑応答を担うことになるため、より緊張感・責任感をもって臨むことになります。

村上次長：部長以上になると、課の作成した原案の審査も行いますから、立案の最前線である課からは距離を置いて、より客観的に第三者目線で条文を検討する必要がありますね。条文だけでなく、法律案についての文書や口頭での説明についても、きちんと立法者の意図を表しているか、論理的・説得的であるか、分かりやすいかといったことを審査の中で十分に確認するようにしています。

小野寺部長：部下の職員の仕事に対するモチベーションや職場の雰囲気などを考慮しつつ、どのように課あるいは部全体を盛り上げて課題を乗り越えていくかにも心を砕くようになりますね。私としては、職員全員が伸び伸びと自由闊達に議論することができる雰囲気を醸成できるよう、日々心がけています。

村上次長：先ほど話に出たように、チームで議論し尽くすことが仕事の質を左右するような職場ですから、それはとても大事なことです。そして、要所要所的確なアドバイスをしつつ、大丈夫、何かあれば責任をとるから、と部下が安心して現場に出ていけるように送り出してやるような幹部でありたいですね。

当局の魅力・求める人物像

村上次長：議員からの依頼は、国民の関心の高い問題が多く、そのような問題の立法化に取り組めることは当局の大きな魅力ですが、更には言えば、同じ問題についても、個々の議員や政党のよって立つ価値観や問題意識によって異なる政策があり得るわけで、そのような様々な立場に立ち、ときにはその折り合う点を探しながら、法的知識と論理的思考力を用いて法制度を設計することに関われるのが、この仕事の醍醐味なのではないかと思います。

このような職責を全うする意欲と能力のある人を我々は求めているわけですが、小野寺さんは、具体的にはどんな点を重視していますか。

小野寺部長：法学の基礎知識を修得していることに加え、それを生かして法的な議論を論理的に展開させる応用力も必要になります。いわゆる「議論好き」な人は向いていると思いますが、当局の仕事は依頼があって始まるものですから、内部での議論にとどまらず、依頼者側の意向をきちんとくみ取って理解する能力や法律的な論点を分かりやすく丁寧に依頼者側に伝える能力も求められます。

また、依頼があって始まるという意味では受け身の仕事ですが、受け身の姿勢ではいざ依頼が来たときに十分な対応をすることはできません。普段から社会の動きにアンテナを張り、未知のテーマや分野についても興味を持ち、意欲的に取り組む姿勢も重要です。

参議院法制局の採用に当たっては、そうした素養や姿勢を持つ人材であるかどうかを重視しています。とはいえ、学生時代からその全てを備えたパーフェクトな人間はいません。採用後にそうした能力を向上させていけるだけの資質があるかどうかを見ているわけですので、心配することなく、自信を持って当局を受験してみてください。



木村 歩
(平成22年入局)

「法律」の概要

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めるもの。

検討の始まり ～超党派議連～

木村：令和4年の通常国会において、私たちが携わった、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立しました。全ての障害者の方々が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得・利用・円滑な意思疎通ができることが重要ということで、そのための施策を推進するものです。この法律は、障害当事者の方々が制定を強く望んでおられたものでしたね。

大沼：法律案の策定過程において、超党派の議員連盟で多くの障害者関係団体から直接意見を聴く機会があったのが印象的でした。そこでの意見を踏まえながら、依頼議員や関係省庁と一緒に条文化作業を進めていったわけですが、障害当事者の方々から生の声やニーズを聴くことで、自分自身では感じにくい情報アクセシビリティやコミュニケーション上の不自由さを知ることができ、それを条文に反映することができたと思います。条文案を諮った議連の総会で障害者の方々から素晴らしい法律案を作ってくれたと感激していただいたのは、印象に残っています。

木村：この法律の施策の一つに、障害者の方々の情報アクセシビリティ・コミュニケーションに資するICT機器・サービスの開発提供への助成などがありますが、大沼さんには、実際にどのようなものがあるか見に行ってもらったりもしましたよね。

大沼：はい。視覚障害者や聴覚障害者の方々が情報を取得するのを補助する機器のワークショップに参加し、機器の開発者の方々から説明を聴いたり、障害当事者の方々に混じって実際に機器を使ってみたりして、非常に参考になりました。

若手の頃から様々な仕事を ～関係省庁との調整～

木村：大沼さんは今年で入局3年目でしたよね。課長からの指示によるものはもちろん、指示がなくても自発的にいろんな作業をしてもらって大変助かっていました。

大沼：依頼議員に説明するための資料の作成から、協議の日程調整・同行、法律案の骨子案のたたき台の作成、関係省庁や障害者関係団体からの意見・質問に対する回答の作成、各党の党内手続の日程・進捗の把握・管理に至るまで、実に様々な仕事をさせてもらいました。

木村：確か大沼さんは、成立法律案の立案に関わったのは初めてでしたね。

大沼：そうなんです。それもあって分からないことだらけでしたが、一つの法律案が成立するまでの過程には、非常に多くの人が関わっているということを知りました。

木村：ここは特に大変だったなと思ったことはありましたか？

大沼：関係する省庁が多く、各省庁からの意見や照会に対応するのが大変でした。関係省庁との調整は、通常、課長補佐級職員が行うことが多いと思いますが、複数の省庁と同時並行でやり取りをしなければならなかったこともしばしばあったため、係員級の私に対応することもありました。

木村：そうでしたね。この法律は、あらゆる分野における情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上を目指すものだったので、調整先

が多かったですよね。この法律は、政府の施策を法律によって後押しし、更なる予算の充実を図ることを目指す、いわゆるプログラム法ということもあって、実際に各省庁がどのような施策を行っているのか一覧表にして洗い出したり、その中でも当事者の方々が更なる後押しを必要としている施策がどういったものなのか整理したりもしましたよね。

条文化 ～法体系の整理・文言のチョイス～

木村：大沼さんには、実際に法律案の骨子案のたたき台を作ってもらったり、条文を書く作業をやってもらったりもしましたね。当局の、特に課内での仕事の進め方としては、部下から先輩、そして上司に順番に上げていくというよりも、まずは皆で意見を持ち寄って議論をするということが多いと思うんですが、大沼さんにも検討結果や意見を積極的に言ってもらって、課としても充実した議論ができたんじゃないかなと思います。条文化に当たって何か印象的なことはありましたか？

大沼：今回の法律はプログラム法で、いわゆる実施法ではなかったので、目に見える形での他の法律への“ハネ”はありませんでしたが、それでもやはり、様々な障害者関係の現行法体系との整合性や関係性の整理が必要であることを実感しました。

木村：新たに法律案を作ることとなった場合、現行法では足りない理由・新法制定の必要性について整理するところから始めますよね。特に障害者の方々に関係する法律は現行でも数多くあるので、今回の法



大沼 健太
(令和2年入局)

律の位置付けを整理する必要がありました。大沼さんにはその辺りの検討をしてもらったりしましたね。

大沼：あと、同じ分野の基本法である障害者基本法にある文言をこの法律でも使っているのですが、そもそも障害者基本法でその文言が使われた経緯や理由を知るために政府答弁や逐条解説を調べたりして、障害者基本法との関係でその文言を使わなければならない理由を整理したりしたことも個人的には印象に残っています。

達成感・やりがい

大沼：依頼者である議員や当事者である障害者の方々の声・想いを直接聴いて、それを法律という形に反映させるサポートができるというのが、当局の魅力だと思いました。実際に法律案が成立したときの達成感ややりがいはひとしおでしたし、依頼議員や障害者関係団体の方々から感謝の言葉を頂いたときは、この仕事をしていて良かったなと思った瞬間でした。

木村：議院法制局の職員は、議員の立法活動を補佐するというのが仕事ですが、実際に仕事をしてみて、依頼者である議員との距離の近さを実感しますよね。その距離感で、依頼者である議員の想いを敏感にくみ取り、サポートし、法律という形あるものを作り上げていく。一人でも多くの方に、そういった当局の仕事に興味を持ってもらって、志望してもらえるとうれしいですね。

最近の主な成立参法

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)(令和4年法律第50号)
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)
- 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(令和2年法律第76号)

当局のキャリアパスをイメージしてもらえよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の立案を担当した職員に、役職ごとに、課での仕事を振り返ってもらいました。

係員級

係長級

課長補佐級

課長



松浦 佳奈
(令和3年入局)

入局: 令和3年4月
(厚生、労働、経済産業を担当)



水江 真人
(平成27年入局)

入局: 平成27年(総務、倫理選挙、内閣などを担当)
係長級: 平成31年～(文教科学、厚生などを担当)
出向: 令和4年～(厚生労働省)

伊庭 みのり
(平成16年入局)

入局: 平成16年(農林水産、環境、財政金融などを担当)
係長級: 平成20年～(法務、外交、防衛などを担当)(この間育児休業を約1年間取得)
課長補佐級: 平成26年～(国土交通、内閣、厚生などを担当)(この間育児休業を約1年間取得)
※令和4年7月から課長



滝川 雄一
(平成9年入局)

入局: 平成9年(労働、地方行政、法務などを担当)
係長級: 平成13年～(国土交通、総務などを担当)
出向: 平成13～14年(人事院)
課長補佐級: 平成18年～(厚生、議院運営、財政金融などを担当)
課長: 平成25年～(農林水産、環境、総務、厚生などを担当)
※令和4年7月から副部長



係員級の職員は、議員立法の立案において、上司の指導の下、現行法の解釈の調査や論点整理に必要な資料の収集、整理を行うほか、その経験に応じて、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の原案の作成を行うこともあります。

依頼議員との協議を経てまとめられた法律案要綱を基に、法律案における具体的な条文について、参考となる立法例を幅広く収集し、用語を慎重に吟味しながら、原案の作成を行いました。この原案を基に、課内で議論を重ね、また、局内審査を経て、何度も条文の修文を行いました。このようにブラッシュアップしながら書き上げた最終的な条文が、実際の法律として法令集に載ることになりました。

入局して間もない時期から法律案の原案の作成などチームの一員として主要な業務に携われるのは、当局ならではの経験です。

係長級の職員は、議員立法の立案において、現行法の解釈の調査や論点整理、法律案の原案の作成などを行います。また、法律が成立した場合の法の実行可能性の確認や法律案の具体的な文言の調整など、関係省庁とのやり取りを行うこともあります。

この法律案の立案に当たっては、主に技術的な規定の立案に携いました。具体的には、経過措置や他法改正の要否についての考え方を整理・検討した上で、課内での議論を経て、必要となる規定の案文を起草し、関係省庁からの照会等に対応しました。経過措置の規定は、実務者以外で目に留める人は少ないかと思いますが、新法が円滑に施行されるためには欠くことのできないものであるため、経験豊富な上司の指導も仰ぎながら、責任感と緊張感を持って職務に臨みました。

課長補佐級の職員は、課長の方針の下、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の作成などについて、自ら取り組むだけでなく、係員・係長級の職員が作成した原案を検討し、必要なアドバイスをし、取りまとめを行うなど、中心的な役割を担います。また、対外的には、依頼案件に関する秘書対応や成立が見込まれる法律案について関係省庁との連絡・調整などを行います。

この法律案の立案過程では、執行官庁である厚生労働省との調整や、関係法令を所管する他省庁との調整を主に担いました。法律間の整合性はもちろんのこと、既存の制度や予算との橋渡しも意識するとともに、新たな仕組みが実効性あるものとなるよう、細部にわたり調整を繰り返しました。そういった調整も反映し、一字一句にこだわって作成した条文が1本の法律案の形になったときは感激もひとしおでした。

課長は、議員立法の立案過程に最前線で取り組む重要な職責を担っています。依頼の受理から法律案完成までの間の依頼議員との協議、党内手続での依頼議員の補佐や法律案の説明など対外的な応対の場面において、先頭に立って臨んでいます。また、対内的には、課内の法案化作業を指揮するとともに、法制局内の法案審査においては中心的に説明する役割を担っています。

この法律案については、昭和31年制定の売春防止法を根拠とする従来の枠組みから脱却し、ニーズに応じた新たな女性支援の枠組みを構築すべきとの依頼議員や関係する方々の熱い思いに応えるため、何度も依頼議員と協議を重ね、規定ぶりなどに様々な工夫を凝らして作り上げました。超党派で取り組んだ法律案であり、立案担当者として各党への説明にも駆け回り、無事に成立に至りました。



葉山 裕士
任期付職員(弁護士)

任期付職員のすすめ

私は、弁護士として7年間活動した後、5年間の市役所勤務を経て、参議院法制局に任期付職員として入局しました。弁護士としては、債務整理や一般民事事件を扱ってきましたが、様々な法分野に触れてきたことや未知の事案を扱う際の調査の経験は、法制局の業務にも生かすことができている。立法に携わる経験は弁護士としてプラスになるといいますので、ぜひ挑戦されてはいかがでしょうか。

課長補佐・新人職員対談



前田 龍之介
(令和4年入局)

古賀 信裕
(平成21年入局)

■ 当局の志望動機・入局後の当局の印象

古賀: 前田さんとは、前田さんが入局した4月から6月までの3か月の間、同じ課と一緒に仕事をさせてもらいましたね。前田さんが当局を志望した理由は何でしたか。入局して当局の仕事の印象は変わりましたか。

前田: 私は、学生時代に学んだ法律学を、幅広い社会の課題解決に携われる「立法」という形で生かせることに魅力を感じ、当局を志望しました。

議員から言われたことをそのまま形にして、誤字や配字など形式的なところを整えるのがメインの仕事なのかなという印象でしたが、法的な整合性に気を配りつつ、議員からの依頼により良い形で応えられるよう、課での議論を何度も繰り返して条文化していく、という想像以上にクリエイティブな仕事ぶりに驚きました。

古賀: 「法制局」というどうしても条文を作る形式的な作業だけに目がいきがちですね。それもちろんとても重要ですが、条文に至るまでの作業もそれに劣らないくらい重要だと、私も日々感じています。

■ 若手職員の仕事の内容

古賀: 入局してすぐにいろいろな仕事を任されていたのですが、その中で感じたことはありますか。

前田: 法律の大枠の制度設計だけでなく細かい書きぶりによっても社会の中で法律がどう機能していくのかが変わることを改めて実感して、全体を捉えることと細部にこだわることの両方をうまくできるようになりたいと思いました。

古賀: 既存の法制度を勉強してもらったり、法律の実際の運用を調査してもらったりといったことが多かったのですが、少し条文も書いてもらいましたね。

前田: はい。法律案の附則の一部分の起案を任されました。細かい部分であっても自分が書いたものが世に出ることに緊張しましたが、責任・やりがいの重さを実感しました。

■ 職場の雰囲気・入局後のサポート

古賀: 実際に入局してみて課の雰囲気などはいかがでしたか。

前田: 入局1年目の職員の発言であっても尊重してくれるなど、誰でも発言をしやすい雰囲気だと感じました。

古賀さんについては、基本的な質問であっても丁寧に教えてくださったり、私が悩んでいたら声をかけてくださったり、気にかけていただきました。

古賀: そう言ってもらえると嬉しいです。当局の仕事の場合、正解が一つではないことも多く、いろいろな考えがある中で議論して案を作って



いくことになります。その辺りで悩むこともあるかと思いますが、若い人には特に自分の考えや感覚といったものを大切にしていってほしいなと思っています。

前田さんも、業務に慣れるにつれて、指摘されたことを理解した上で、それを基に自分なりに考え、課の議論の中で発言してくれることが増えたと感じます。これからも当局職員としてどんどん成長して欲しいです。それと、入局当初から落ち着きがあって、何事にも動じないという印象を持っていましたが、それでも、入局時に不安だったことはありましたか。

前田: 内心では焦っていることも結構あります(笑)。入局当初は、立案という専門的な仕事について、自分にできるのだろうかという不安がありました。ですが、法制執務基礎研修や立案研修といった各種研修(→詳細は、本パンフレット17頁)に加え、業務の中で課の皆さんが法律の調べ方や資料のまとめ方などについて教えてくださるので、少しずつですが仕事のことも理解できるようになりました。

また、メンター制度という配属課以外の先輩職員と定期的に面談をする制度(→詳細は、本パンフレット15頁)があり、立案業務や社会人生活のことだけでなく、プライベートなことでも相談にのっていただいています。

■ 当局を目指す方へのメッセージ

古賀: 最後に、当局を目指す方へのメッセージをお願いします。

前田: 当局は、国政の主役たる議員を法制面から中立な立場で支えることができる、非常に珍しい職場です。法律が好きな方、政治の最前線で働きたい方、議論が好きな方、是非一緒に働きましょう! 法制局への思いを表現できれば、採用までの道のりはそう遠くないと思います。古賀さんからもどうぞ。

古賀: 法律に深く携わることができるという点では、この上ない環境だと思います。また、私も今までいくつかの部署を回ってきましたが、それぞれの部署で異なる分野の法律を扱ってきました。当局の業務は、法律学の知識を生かしながら、多様な分野に関わることができるという魅力的なものだと思います。皆様と一緒に仕事ができるのを、楽しみにしています!

若手職員の1日



9:00

登庁
職場に着いたら、まずは複数の新聞に目を通し、所管事項に関する記事で課内での回覧が必要なものがあるかどうかを確認します。



9:50

課の所管委員会の理事会を傍聴。委員会の当日の進行や今後の法案審議のスケジュールを把握し、課に戻って報告します。



10:30

政党の部会に出席。当課立案のA法律案の骨子案が議論されました。部会での議論によって法律案の方向性が変わることもあるので、各議員の発言を聞き逃さないようにメモをします。



12:00

昼休み
国会内の食堂でランチ。先輩職員や参議院事務局の同期と一緒に食べることもあります。



14:00

A法律案の依頼議員と協議。部会での指摘を踏まえてA法律案を手直しするとともに、関連して新しくB法律案も作成することに。



15:30

A法律案の骨子案について課内で議論。積極的に発言できるよう事前に書庫やインターネットを利用して文献や立法例を調査し、自分なりの考えをまとめた上で議論に臨みます。



18:30

退庁
帰宅後は、推理小説を読んだり、サッカーをみたりとリフレッシュをして次の日の業務に備えます。

若手職員アンケート

若手職員アンケート

Q | 志望動機は？

- 「法律を作る仕事ってカッコいい!」と思ったから
- 法律を使った仕事があったから

Q | どんな受験勉強や面接対策を？

- 国家総合職試験向けの対策
- 面接に備えて、法律の制定・改廃に関するニュースをチェックしました
- 友人と面接対策をしました

Q | 職場の雰囲気教えてください。

- 勉強熱心な人が多い
- 若手でも発言しやすく、活躍の機会も多い
- 優しい人が多く、柔らかい雰囲気

Q | 入局前のイメージと違ったところはあった？

- 若手でもいろいろな仕事を任せてもらえるところ
- 上司のサポートが手厚いところ
- 依頼者の議員に感謝される機会が多いところ

Q | 学生時代の学習経験の中で、職務に生かせたと思うものは？

- ゼミでの発表
- 憲法、民法、刑法等の基本的な法律の知識



Q | 学生時代にやっておけばよかったと思うことは？

- 海外旅行
- 法律以外の分野についても見聞を広めておきたかった
- メリハリを付けて、勉強しつつ楽しく遊びましょう!

Q | 当局の魅力、仕事のやりがいとは？

- 法律のプロとして国会議員に頼られていると感じること
- 多様な分野の依頼に携わることで、自分の見識が広がること
- 自分が原案を書いた法律案が世の中に出回ること

Q | どんな後輩に入局してほしいですか？

- 法律にある程度関心があって、依頼者のために仕事をしたいと思う人
- 学ぶことを楽しいと思える人

Q | 参議院法制局を目指す方へ一言！

- 法律に関わる仕事をしたい方には本当にオススメです!
- 楽しい職場です!
- みなさんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

ワークライフバランス

又木: 最近、男性職員の育休取得がスタンダードになってきていますよね。伊藤さんも、その一人かな。

伊藤: はい。一昨年、初めての子どもが生まれたときに配偶者出産休暇・育児参加のための休暇を取得し、引き続いて育児休業を取得しました。これらの休暇・休業中は、慌ただしく過ごしつつも、親の指を握ってきたり、腕の中でスヤスヤ眠ったり、そんなささいな出来事に幸せをかみしめていました。「背中スイッチ」に悪戦苦闘するなど大変なことも多かったですが、それも含め、生後間もない子どもと過ごした時間は、かけがえのない財産になりました。

又木: 仕事に復帰してからは、どう？

伊藤: 効率的に仕事を進めることが意識されており、子育て中の職員も多かったので、お互いサポートし合いながら、仕事に取り組んでいました。どうしても残業しなければならないときは子どもは妻に頼み、逆に妻が忙しいときは自分が早く帰るようにして、夫婦で協力して乗り切っています。

又木: 当局は、個人単位ではなく、チームで仕事をするので、子育て中の職員をサポートしやすいし、最近、男女を問わず、仕事と子育てを両立している管理職も多いので、状況は理解してもらいやすいですね。

伊藤: 以前同じ課でご一緒したとき、二人のお子さんを育てながらメリハリをつけて仕事をこなしていた姿が印象に残っています。当時は課長補佐級でしたが、課長になって変化はありましたか？

又木: 課長になる前は両立できるか不安だったけれど、管理職になったことで両立が難しくなったという感じではないですね。もちろん課長として仕事を優先せざるを得ない場面は増えたものの、どのポジションであっても、工夫しながらいかに業務を効率よくこなすか、配偶者とともに協力していくかという点は同じなので、それまでの経験があ



第四部第二課長
又木 奈菜子
(平成12年入局)

伊藤 慎一郎
(平成23年入局)

れば、管理職もできると実感しています。

伊藤: 子どもがまだ手が掛かる時期で苦労することもあるのですが、後になって役立つのですね。

又木: そう。今の経験が絶対生きるから、今は大変だと思うけれど、頑張っしてほしいです。大丈夫、大変なのは一時で、そのうち楽になります!

伊藤: 安心しました(笑)

又木: 私も周りに支えられてここまで来られたし、状況的に仕事をお願いせざるを得ない場面もあるけれど、管理職として子持ちの部下が働きやすいようにできるだけのことはしてあげたいと思っています。かくいう私自身、今でもサポートしてもらうことも多いんですけどね。

伊藤: お互いに支えあって仕事と家庭の両方にベストを尽くす、そのために必要な力量を備えられるよう、私も努力を続けていきたいと思っています。

又木: お互い頑張りましょう!

メンター制度

参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けることができるよう、採用後4年目以降の職員が「メンター」となる制度を設けています。

「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、比較的気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的(2週間～1か月に1回程度)に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

メンター 職員より

新規採用者は、参議院法制局の仕事や組織についてまだまだ知らないことばかりです。また、社会人の生活リズムは、学生時代とは大きく異なるでしょう。私はメンターとして、自分の経験や上司から過去に受けたアドバイスなどを基に新規採用者の不安や素朴な疑問に寄り添い、仕事と趣味等との両立を助け、法制局職員・社会人としての成長を見守っています!

出 向



石田 千明
(平成27年入局)

消費者政策に携わる ～執行を見据えた政策立案の経験～

私は、現在、消費者庁で、法改正の検討作業や所管法令に関する問合せ対応に携わっています。法執行を担う省庁の立場から、具体的な立法事実に戻りつつ、立場の異なる当事者との利害調整を行いながら、執行まで見据えて制度設計を進めていくのは、初めての経験であり新鮮に感じています。政令改正など執行機関ならではの業務や、様々な経験を持つ方々と一緒に仕事をする事を通じて学ぶことも多く、貴重な機会となっています。

仕事と子育ての両立のための主な制度

	妊娠	出産	1歳	3歳	小学校就学
女性対象 ※1		産前休暇 産後休暇			
		健康診査・保健指導を受けるための職務専念義務免除			
男性対象		配偶者出産 休暇(2日)	取得率※3 100%		
		育児参加のための休暇(5日)			
女性・男性 対象 ※2			育児休業	取得率※3 女性100% 男性57.1%	
			子の看護休暇(年5日又は10日)		
			育児短時間勤務		
			育児時間		
			保育時間		

※1:このほか、休息・補食、通勤緩和のための職務専念義務免除などの制度があります(医師等の指導がある場合)。 ※2:このほか、フレックスタイム制、早出遅出勤の制度などがあります。 ※3:令和2年4月1日から令和4年3月31日までの実績値で、配偶者出産休暇等については、いずれか又は両方を取得した職員の割合です。

役職別の女性職員割合 (令和4年1月1日時点)

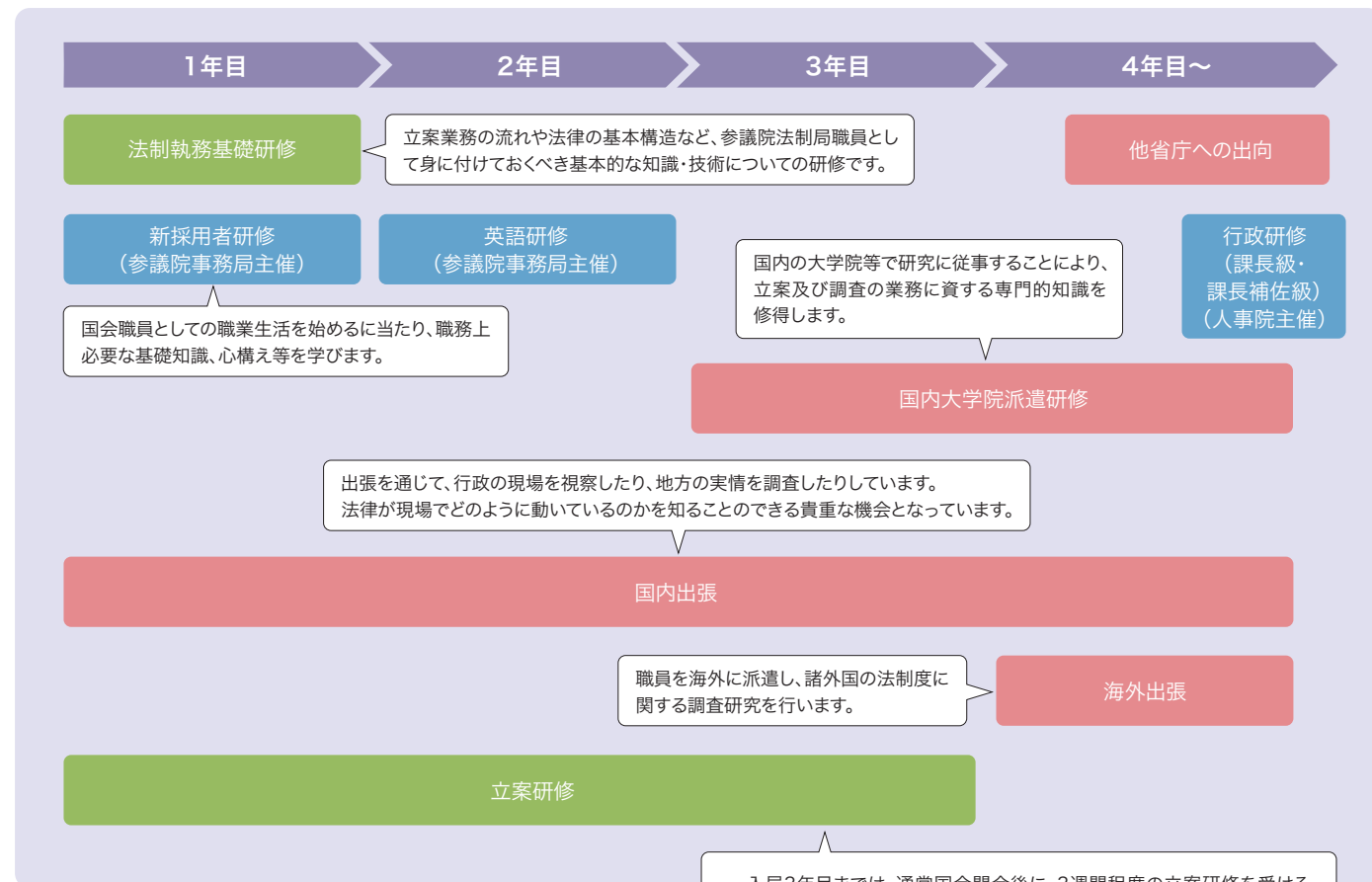
指定職相当(法制次長、部長等) **28.6%** 課長相当 **18.2%** 課長補佐相当 **38.9%** 係長相当 **38.5%**

研修等の概要

：当局独自の研修

：参議院事務局等主催の研修

：その他



法制執務基礎研修の様子



立案研修の様子①



立案研修の様子②

入局3年目までは、通常国会閉会後に、3週間程度の立案研修を受けることになっています。これは、数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行うものです。

上司や先輩のアドバイスのない中で、どうすれば依頼者を満足させつつ法制的な問題をクリアできるのかを試行錯誤しながら主な立案作業をひとりで経験します。また、より充実した研修となるよう、研修生が立案した立法政策骨子や法律案について入局4年目以降の先輩職員が研修生に質問などを行う検討会や、それぞれのグループが立案した法律案を比較検討しながら、研修生同士で議論する全体会議などが行われます。

非常にエキサイティングで、参議院法制局ならではの研修であるといえるでしょう。

立案研修指導者から



第一部第二課長
高澤 和也
(平成17年入局)

当局では、採用後すぐに立案の最前線で働くこととなりますが、既にある程度進んでいる案件に参加することが多く、1年目の夏の立案研修で“立案の全プロセス”を体験することには、大きな意義があります。

2～3年目の参加者にとっては、グループの取りまとめ役として「課長」や「課長補佐」の仕事を体験できるというメリットがあります。内容面はもちろん、依頼者への説明の仕方や作業スケジュールに悩む経験は、その後の糧になるはずです。

担当講師にとっては、部課の枠を越えて、自分が培ったノウハウを伝えられる機会でもあります。参加者の間の“横のつながり”、講師とのかの“縦のつながり”の両方を得ることができるというのも、この研修の魅力ですね。

立案研修参加者の声

1、2年目の立案研修を通じて、上司の指示がなくても、法律案の立案に当たっての論点を自ら見付け、参考資料等を調査して検討し、課内の議論で意見を出そうとできるようになりました。入局当初は上司や先輩職員の議論を聴いていることが多かったのですが、立案研修を経験して、議論に積極的に参加できるようになり、法律案の立案に貢献していることを日々感じられるようになりました。

3年目の立案研修では、班長として、どのような法律案にすることが適切かを依頼者の立場に立って随時考え、先を見据えて仕事を進める方策を学びました。実際の仕事では、無数の課題や論点等に直面するため、課長だけでなく課員も先を見据えて調査・検討することで、限られた時間で最大限効率良く仕事を進めることにつながると考えています。



加瀬 浩輝
(平成31年入局)

勤務条件

人事

■身分

参議院法制局長に任命され国会職員(特別職の国家公務員)となります。

■勤務地

東京都千代田区永田町にある参議院の施設で勤務することになります。ただし、出向等により一時的に勤務地を異にする場合があります。

■その他

一般職の国家公務員の総合職試験採用者との均衡を考慮した待遇が行われます。

給与、勤務時間等

■給料

一般職の国家公務員の総合職試験採用者と同等となります。

■諸手当

地域手当、業務調整手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等のほか、ボーナスとして期末手当・勤勉手当が支給されます。

■勤務時間・休日

勤務時間は午前9時から午後5時45分まで(フレックスタイム制あり)、休日は土曜・日曜・祝日・年末年始です。

■休暇等

一般職の国家公務員と同様、年次休暇(年間20日。ただし、1年目(4月入局の場合)は15日)、病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、本パンフレット16頁に記載の休暇等)及び介護休暇(6か月以内)があります。

福利厚生

福利厚生は、参議院事務局と合同で、参議院職員全体を単位として行われています。

■宿舎

参議院独自の宿舎として、独身寮が千代田区永田町、新宿区高田馬場及び調布市に、家族宿舎が世田谷区瀬田にあるほか、各府省合同の公務員宿舎もあります。

■共済組合

職員は、参議院共済組合の組合員となり、各種の福利厚生を受けられます。